

特記仕様書

1. 工事名

沖見町公営住宅解体工事(その1)

2. 工期

契約日より 令和8年 11 月 20 日 まで

3. 工事場所

留萌市 沖見町5丁目

4. 各工事

図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事・電気設備工事・機械設備工)及び「公共建築改修工事標準仕様書」並びに「建築物解体工事共通仕様書」(最新版)による。

5. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の (● 有 ○ 無)

6. 提出書類

(1) 着工時

・着工届・工程表・現場代理人等指定通知書・同上経歴書・保険関係成立の証・建設リサイクル届・施工計画書・建退共関係書類(別紙による)

(2) 工事完了時

・工事完成通知書・工事受渡書(2部)・請求書・工事写真・完成写真・打合せ記録簿・工事週報・完成図・品質証明書・試験成績書・搬入材料検査表・出荷証明書・納品伝票・取扱説明書・鍵引渡書・鍵・産業廃棄物関係書類・建退共関係書類(別紙)

7. 現場代理人の常駐義務緩和について (● 有 ○ 無)

本工事は、現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、現場の状況等を考慮し、兼務することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

受注者は、同一の現場代理人を複数の工事現場に配置しようとする場合は、現場代理人兼務届出書(別記様式第1号)を、市長に提出するものとする。

8. 施工中の安全確保及び環境保全

受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等の他、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。

- (1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。
- (2) 工事現場の安全パトロールの励行を行う。
- (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。
- (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (5) 公害防止に努める。
- (6) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は監督職員と協議する。

9. 週休2日工事

本工事は、週休2日工事の対象であり、「留萌市週休2日工事实施要領」に従い実施する。

10. 交通安全管理

受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。

- (1) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努める。
- (2) 工事に関連して交通事故が発生した時は速やかに監督職員に報告する。
- (3) 運送には、適法業者を選定するなどして、過積載または過労運転に伴う交通事故防止に努める。
- (4) 建設機械は排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音型の車両を使用すること。

11. 発生材の処理

発生材の処理等は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(建設リサイクル法)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法規及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。

12. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という)を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督職員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。